山形市消費生活センター情報 2025年12月号

動画配信サイトで、芸能人が投資の成功体験談を話していた。信用できると思いメッセージアプリに登録すると、電話がかかって来て個人名義の口座に振り込むよう言われた。

消費者庁のイラストを加工

そのネットの動画
フェイク※かも！

ここが重要ベニ！！

※フェイクとは、英語で「偽物」「模造品」「まやかし」といった意味を持つ言葉で、本物ではない、偽造されたもの等を指す場合に使われます。

- 動画配信サイトやSNS上で、消費者を信用させるために芸能人などの著名人本人に無断で作成されたAI動画が配信されています。安易に信じるとトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- 著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないか確認しましょう。
- 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定されたら、詐欺の可能性があります。絶対に振り込まないでください。被害回復は困難です。
- 不安に思ったら、振り込む前に消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター
山形市城南町1－1－1霞城セントラル3階
〈相談受付〉火～日（月・祝休館）午前9時～午後5時
〈相談専用電話〉023－647－2211
消費者ホットライン188（いやや）もご利用ください

山形市公式LINEにて毎月センター情報を配信中です

【国民生活センターFAQ】トラブル解決を支援する情報が提供されています

※消費生活出前講座を実施しています。【お申込み・お問合わせ】023-647-2201